SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

グリゴーリイ・カルポヴィチ・コトシーヒン『アレクセイ・ミハイロヴィチ帝治下のロシアについて』：試訳と註(9)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松木, 栄三 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00000440

グリゴーリイ・カルポヴィチ・コトシーヒン『アレクセイ・ミハイロヴィチ帝治下のロシアについて』*
― 試訳と註 (9) ―

松　木　栄　三

第十二章
四項目を含む
ツァーリの通商について

1．アルハンゲリスクの町では穀物、麻、ポタシウム、樹脂、生糸、大黄の交易が行われている[注1]。穀物は沿海(ポモリエ)地方やヴォルガ下流の地方諸都市地域の郡の国有地担税スロボダ農民から集められる。また穀物と麻は多くの都市において、大歳入官署からのツァーリの公金により買い上げられる。それらの品は渡来外国人との間でさまざまな商品と交換され、あるいは現金で売却される[注2]。

ポタシウムや樹脂の製造所はウクライナにある未開のツァーリの御料林につくられているが、同じく貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、側近、大商人および交易商人たちにも請け負わせて、同じツァーリの御料林あるいは別の御料林にポタシウムや樹脂の製造所を設けさせている。ツァーリは請負金に加えて、製造したポタシウムや樹脂のうちから10樽につき1樽の割で徴収する。穀物、麻、ポタシウム、樹脂などの商品をアルハンゲリスクの町へと運搬するのはツァーリの駅逓馬車ないし雇いの運送屋である。大黄はシベリアから送られるが、それはシベリアの地元民から徴収されたものである。

2．ヴォルガ下流地域では、やな漁で漁獲した魚のうち宮廷の御用に供された残りが取引されたり、同じく塩は岩塩が切り出されたり塩水から製塩され[注3]、ヴォルガ川を遡ってカザンやニジニ・ノヴゴロドやモスクワへと運ばれる。これらの魚も塩も、皇室の御用に供した残りの分はモスクワや地方諸都市であら

＊　このテキストの翻訳は月一度の研究会に参加する人々のもとで行われたが、今回をもって一応の完結をみた。研究会に参加しているのは井内敏夫、小野寺利行、岸慎一郎、草野佳矢子、田辺三千広、兎内勇津流、豊川浩一、中沢淳夫、中村喜和、坂内徳明、松木栄三、丸山由紀子、三浦清美の諸氏である。但し本稿に関する訳文の決定および註の内容については松木が責任を負っている。

ゆる位階の人々に売却される。

3．ペルシア商人との間では生糸や加工絹糸その他の商品がアストラハン、カザン、モスクワにおいて取引される。これらペルシア商品はペルシアにおいて売買されるときの現地の価格がつけられる。これらの商品の対価としてモスクワでツァーリの国庫から渡されるのは黒テンその他の毛皮類である。これら毛皮類には流通価格にいくらか割り増しした値がつけられる。ペルシア商人たちがアストラハン、カザン、モスクワに来ている場合、その滞在期間には食料と飲料がツァーリから賜り物として支給され、また彼らが乗っていく船と船の漕き手は無償で与えられる[注4]。

4．ギリシア人も毎年モスクワにさまざまな商品を携えて来る。それはダイヤ、サファイア、エメラルド、ルビーなどの宝石を散りばめた金製ならびに銀製の食器や杯、金襴の衣装、種々の宝石で飾った鞍、轡、手綱、按褥（あんじょく）など装飾馬具類、さまざまな宝石がはめ込まれた皇妃皇女のための冠、腕輪、耳飾り、指輪などで実に沢山ある。

ギリシア人がやって来てこれらの商品をツァーリに献上品として納めると、そのあと交易商や外国人や職人らがそれら商品をトルコの現地価格によって価値を評価し、これらの商品の代価として黒テンその他の毛皮が彼らに与えられる。毎年これらの商品は大量に購入されるが、それというのもこれらの商品はツァーリの国庫にあたかも献上品としてもたらされる品であって、ツァーリ以外に貴族その他の官職者の誰であれ自由に購入できるわけではないからである。

このようなギリシア人は毎年50人から100人おり、商品の販売のためにモスクワに何年も滞在している。彼らにもまた食料と飲み物が十分に支給される。また彼らがツァーリに献上した何らかの商品がツァーリの国庫に相応しくないときには、それらは彼らに返されるので、どのような地位の人々に売ることも自由である[注5]。

第十三章
一三項目を含む
貴族、ドゥーマ会議官、側近その他の官職者の生活について

1．貴族や側近はあまり快適な設備や施設は充分整えられていない石造ないし木造の自分の邸宅に住んでいるが、妻や子供たちはそれぞれの居室を与えて彼らと一緒に暮らしている[注6]。彼らのうちでも数少ない大貴族になると、屋敷内

に教会を備えている者がいる[注7]。しかし大貴族や中位の貴族で教会を持っていない者には屋敷内に自分の司祭を養うことが許されており、早課、時課、特別祈祷、晩課などの勤めを自分の家の居室で執り行う。ただし聖体礼儀だけは例外で、教区教会や彼らが好みの教会に赴いて執り行うのである。誰であれ自分のところに教会がある場合をのぞけば、聖体礼儀を自分の家で執り行うことは許されないからである。これらの貴族や側近は毎年契約で決めた額の給与を自分の司祭に支払っている。また妻帯している司祭には月毎の扶持料と食料と飲み物が与えられるが、寡夫になった司祭は自分を雇っている貴族と同じ食卓で食事をするのであり、それは誰が同席しようと、どのような機会であっても変わらない。

2．主の祭日、その他の主たる祭日、名の日、誕生日、洗礼日などの祭日には、彼らはしばしば互いに招きあってともに祝宴を催す。

食物の調理は簡単に行うのが慣わしで、香辛料や草の実や砂糖や胡椒やショウガやその他の付け合わせも使わず、塩味も薄いし酢も使わない[注8]。食事が始まると、料理は一皿ずつ食卓に置かれ、それ以外の料理は厨房から運ばれると貴族の使用人らが両手で捧げ持っている。酢や塩や胡椒の薄い料理であれば食卓の上で足される。あらゆる料理が50品とか100品も出されることもある。また次のような習慣がある。食事に先だち、自分の妻に命じ客人の前に出て来させ、客人たちに挨拶させる。妻が客人のところにやって来ると、大広間や客人が食事をする広い部屋の主人(ボリショイ・メスト)の上座に立ち[注9]、一方客人は扉のところに立っている。妻が客人に向かい小さく腰を折って挨拶すると、客人は妻に向かい深く腰を折ってお辞儀をする。それから家の主人が客人に挨拶し、深く腰を折ってお辞儀して自分の妻に接吻してくれるよう客人にお願いする。まず最初は客人の求めに応じて主人が自分の妻に接吻するが、そのあと一人ずつ客人が妻に深く腰を折ってお辞儀し、近づいて接吻し、接吻が終わると後ろに退って再度深く腰を折ってお辞儀をする。すると妻は接吻を受けた相手の客人に小さく腰を折って挨拶する[注10]。そのあと妻はハーブ入りの2回ないし3回蒸留した酒(ウォトカ)の酒杯をそれぞれの客人に献じる[注11]。酒杯の大きさは4分の1クヴァルタリ[注12]あるいはそれより少し多く入る程度である。すると主人はまた客人に挨拶し、客人が何人いようと一人一人にそれぞれ深く腰を折ってお辞儀をし、妻のもとで酒(ウォトカ)を飲んで貰いたいと請う。次に客人の求めに応じて主人はまず妻が飲むように命じ、そのあと自分も飲み、それから客人たちにすすめられる。客人たちは酒を飲む前にも飲んで酒杯を返した後にも、同じように深く腰を折ってお辞儀をする。酒(ウォトカ)を

飲まない者に対しては、代わりにブルゴーニュ・ワイン、ライン・ワインその他の飲み物が大コップで勧められる[注13]。こうして飲んだあと、主人の妻は客人たちにお辞儀をしてから自分の居室にいる貴族夫人たち、つまりくだんの客人の妻たちのもとに行くのである。婚礼の場合を別にすれば、主人の妻や客人の妻たちが男性と一緒に食事をとるということは決してないのである。ただし客人がごく近い身内で他人がいない場合には、一緒に食事をする。

同様に食事のさなかにも、新しい料理が運ばれてくるごとに主人と客たちは酒杯一杯ずつの酒(ウォトカ)、ブルゴーニュ・ワイン、ライン・ワイン、甘味ビール、普通のビール、さまざまな蜜酒などを飲む。食事がすすんで食卓に丸いピローグが運ばれてくると、それを食べる前に主人の息子の嫁や嫁いだ娘、あるいは親族の妻たちが出てくる。すると客たちは立ち上がって食卓から扉のほうへ行き女性たちに向かってお辞儀をし、今度は女性の夫たちがお辞儀を返したうえ、自分の妻に接吻し妻のお酌で酒(ウォトカ)を飲んでくれるよう客たちに請う。客が女性たちに接吻し酒を飲んで席につくと、女性たちも最初にいたもとの部屋へ戻る[注14]。しかし主人は自分の未婚の娘については客の前に出したり、人に見せたりはしない。未婚の娘たちはへだてられた特別の部屋に住んでいるのである。料理が片付けられ食事が終わったあとも主人と客たちは陽気に過ごし、たがいの健康を祝って乾杯してから客は家へ帰っていく。同じようにこれら貴族の夫人たちも、自分たちの部屋でその身分に応じて互いに食事をしたり飲んだりするが、ここには既婚および未婚の女性がいるだけで男性が入ることは決してない。

3．貴族や側近が自分の息子、あるいは自分自身、あるいは兄弟や甥に妻を迎えようとするとき、あるいはまた娘や姉妹や姪を嫁がせようとするときは次のようにする。まず仲間うちで誰のところに年ごろの娘がいるかを調べた上、その娘の父親、あるいは母親あるいは兄弟のもとへ男性ないし女性の友人を使いに出し、自分はだれだれの使いで来たのだが、あなたは自分の娘、その他の親族に当たる娘を、私を遣わした当人あるいはその一族の誰々に嫁がせる気があるかどうか、また娘を嫁がせる場合の嫁資となる衣服、金銭、相続領地、召使いはどれほどかを訊ねるよう言われていると口上を述べる。訪問を受けた者は自分の娘とか一族の誰かを相手に嫁がせたいと思えば、この口上に応えて、自分は喜んで娘を嫁がせたいと思うが、ただこの件については妻や親戚とも相談し、相談のあとできるだけすみやかにご返事したいと答える。だが、もし当人が大酒飲みだとか、気が触れているとか、あるいは何か別の悪癖のあることが判っていて嫁には遣りたくないという場合には、そのような者に娘をやるわ

けにはいかないとか、あるいは何かちがう口実をもうけて使いの者に断りを言う。

もし求婚者に嫁がせることに決め妻や親戚も同意するならば、話を受けた当主は花嫁にもたせる金銭、銀製その他の食器、衣服、相続領地、召使いがこれこれになると記した嫁資目録をつくって花婿側から使わされてきた者のもとへ送り届ける。すると使い役の者は受け取った嫁資目録を花婿にわたす。ただし娘など花嫁となる者には話さないので、彼女らは嫁入りするまでこのことを知らずにいる。示された嫁資に不満がなくこの娘が婿がねの気に入ると、以前の使いの者を再び花嫁の父親と母親のもとにやり、花嫁を自分に見せてくれるよう口上させる。使いの者が来てその旨を告げると、花嫁の父親あるいは母親は娘を見せるのにやぶさかではないが、見せる相手は婿がね自身ではなく、彼の父あるいは母、あるいは姉妹、あるいは婿がねが信頼する親戚の女性であると答える。その言葉にしたがい、婿がねは相手を見定めるため自分の母か姉妹をとり決められた日に送り出す[注15]。花嫁の父と母はその日のために準備をととのえ、花嫁には晴れ着で盛装させ、親戚を客に招き、花嫁を食卓に坐らせる。見定め役の女性(スモトリルシチッツァ)が到着すると丁重にこれを迎え、花嫁と並んで食卓に坐らせる。食卓について食事をしているあいだに、見定め役は花嫁とあれこれ話を交わしながら相手の賢こさや言葉づかいをためし、また戻って婿がねに花嫁の容貌を伝えるため彼女の顔や目鼻立ちその他の特徴をよくよく眺め、しばらくしてから婿がねのもとへ帰る[注16]。そして見定め役にこの花嫁が気に入らない場合には、あの娘は愚かものだとか、顔がみにくいとか、目がわるいとか、足が悪いとか、口がきけないとかの欠点を並べて、これ以上は求婚しないようにと婿がねにすすめる。すると婿がねはその花嫁を思いきり、求婚をやめる。だがその花嫁が見定め役の気に入った場合には、彼女が善良かつ賢い娘で、言葉づかいはじめ何もかも申し分ないと婿がねに報告する。すると婿がねは花嫁の父母のもとへ最初からの使いの者をやって、自分が花嫁を気に入ったこと、そこで父親との間で婚姻を約束し、定めた期日に自分は彼女を嫁に迎える旨、また花嫁の両親も同じく娘を彼のもとへ嫁がせる旨を記した約定書を交わしたいと言わせる。すると花嫁の両親は婿がねに対し、婚約の約定を結ぶため特定の日の食事の前あるいは後に、この件を託すべき何人かの人びとを伴って自分たちのもとを訪れるようにと使いの者を通じて指示し、先方が訪れるべき日を伝え、その日にそなえて準備する。いよいよその当日になると、婿がねは自分の父親あるいは親戚あるいは親友たちとともに晴れ着を着て身支度をととのえ、花嫁の両親の

もとへ車馬で出かけていく。花嫁の家に着くと、娘の父親と親戚たちが丁重に礼をつくして出迎える。部屋にはいると儀礼どおりに着席し、着席してしばらくしてから婿がねの父親あるいは親戚の者が、ご主人のご指示によりめでたき事のために参上しましたと婿がねに代わって口上を述べる。するとこの家の主人が客人たちの来訪を喜んでおり、彼らと婚姻の契約を結びたいと答える。そこで双方の側が結婚に関するさまざまな事柄について話合いを行ない、いつまでに準備をととのえられるか考慮して一週先、一月先、半年先、一年先あるいはもっと先というように婚礼の日どりを定める。それから証文に自分たちの名前、証人たちの名前、花嫁の名の署名の儀が行われる[注17]。さらに婿がねは決められた日には約定に違背することなく必ず花嫁を迎えること、また花嫁側もその期日には違背なく娘を嫁がせる旨が書き込まれる。証文にはまた互いの間で取り決められた違約金が記入される。すなわち、もし男の側が決められた期日に娘をめとらないならば、あるいは娘の父親が決められた期日に娘を嫁がせないならば、約束に違反した側から1000ルーブリ、5000ルーブリ、あるいは1万ルーブリなどの違約金を取ることが書き込まれる。客たちは酒食のふるまいにあずかってから自宅に戻っていく。花嫁を婿がねに見せることもなく、花嫁が婿がねを見ることもない。けれども、このとき花嫁の母親、あるいは既婚の姉妹、あるいはだれか親戚の既婚女性が出てきて、花嫁から婿がねへの贈物のハンカチが渡される。

4．この結婚契約が結ばれたあとになって、花嫁は娘時代に純潔でなかった、あるいは耳が聞こえない、口がきけない、かたわである、その他何らかの欠陥があるということを婿がねが知った場合とか、世間もそのように噂しているとか、あるいはその娘を自分や自分の息子の嫁にと望む誰かある第三者がわざとそのような娘の悪口を婿がねに言うとかして、婿がねが娘を嫁にもらわないということになると、花嫁の父親ないし母親は、花婿の男は結婚契約や固い誓約があるのに決められた期日に娘を嫁に取らなかったし、今も取ろうとせず、そのことで娘を辱めたと総主教に申し立てを行うのである。あるいは反対に、花嫁の父や母がこの婿がねは大酒のみである、賭博打ちである、奇形である、あるいはその他何らかの欠点が分かって彼のもとには娘を嫁にやらず、やろうともしないことになると、今度は婿がねがこの件について総主教に訴えを起こすことになる。すると総主教はこの問題に関する調査を命じ、調査と結婚契約の証文にてらして非のある側から証文にある違約金を徴収し、その金は正当な婿がねないし花嫁の側に渡される[注18]。その後はじめて、男は望む相手と結婚でき

るし、娘は希望の者へ嫁入りすることができるのである。

5．もし花婿と花嫁の双方が証文どおりに約束を果たすことになって、決められた期日までに婚礼の準備がととのった場合には、婿がねは親戚とそれ以外の親しい友人を役職者や宴席参加の貴族および貴族婦人とならんで婚礼の席に招待するが、それは上記のツァーリの婚礼の場合について書いたのと同じである[注19]。また花嫁側も同様に客たちを招待する。この婚礼がおこなわれる日には花婿と花嫁の双方の家に宴席が準備される。花嫁を連れに出かけるべき時間であるとの知らせがあると[注20]、花婿の一行はしきたりどおりの列をつくって出かける。すなわち、先頭に婚礼パン持ちがパンを盆にのせて進み、その後を夏なら馬、冬なら橇に乗った一行が十字架を持った司祭、次に貴族、千人隊長、そして花婿の順で行く[注21]。一行が花嫁の屋敷に到着してしきたりどおりに家の中へ入ると、花嫁の父親とその客たちが丁重に礼をつくして彼らを迎える。この婚礼の式次第はツァーリの婚礼について記したのと同じである[注22]。彼らが婚姻の儀に向かう時間がくると、花婿の付添い人は花嫁の父母にたいして、新郎新婦が婚姻の儀へ向かうのを許してくれるよう求める。すると両親は言葉をもってそれを許し、出発に際してはイコンをもって花婿と花嫁に祝福を与え、そのあと娘の手を取って花婿の手にゆだねる。その後、婚礼の一行、司祭、それに花婿は花嫁と一緒にその手を取って家を後にするが、花嫁の父母とその客たちは彼らを家のそとまで見送る。すると花婿は花嫁を有蓋馬車あるいは箱橇に座らせ、自分は結婚行列の一行全員と同様に馬か橇に乗り、屋敷を出発して婚姻の儀がおこなわれる教会へ向かう。一方、花嫁の父親と客たちは家の中に戻り、花婿からの知らせがあるまで飲み食いする。花嫁と同行するのは彼女の付添い女性一名と花婿側の付添い女性一名だけである。婚姻の儀に参列した後、結婚行列の一行は全員で花婿の屋敷に向かうが、婚姻の儀は無事に終わったという知らせが花婿の父親のもとに送られる。彼らが花婿の屋敷に到着すると花婿の父母と客たちが彼らを迎えるが、実の父母あるいは代役の父母がイコンによって新郎新婦に祝福を与え、パンと塩を差し出す。その後一同は宴席に着いてしきたりどおりに食事を始めるが、この時花嫁は頭の被りものをとる。三番目の料理を終えた後、花婿の付添い人は父母に新郎新婦が床に就く許しを求めると、父母は二人に許可を与える。人々は二人を退出させて寝室まで送り届けて戻ってくると、再び以前のように飲み食いを始める。花婿と花嫁が自分たちの寝室にくると、花婿の付添い人が花婿の衣服を、花嫁の付添い女性が花嫁の衣服をそれぞれ脱がせて二人を寝かせると、宴席へ戻ってくる。時計で1時間が過ぎ

ると、父母と千人隊長は付添い人を遣わして花婿と花嫁の健康をたずねる[注23]。すると花婿は二人とも健やかであると応え、そのあと二人の寝室には貴族婦人らの女性が行って、祝いの言葉を述べて祝杯をあげる。この時、千人隊長は花嫁の父母のもとに花婿付添い人を遣わして、花婿花嫁はともにすこぶる健康であると伝える。花婿付添い人が戻ってきて、花嫁の両親は伝えた良き知らせに応えて自分をもてなし、ハンカチの贈り物をくれたと報告すると、このあと客たちは家に帰っていく。そしてさらに花婿の寝室にいた女性たちが退出すると、花婿と花嫁は以前同様に床に就き、そのあと客たちは全員家に帰る[注24]。

6．翌朝、花婿花嫁はそれぞれ別の風呂にはいる。そのあと花婿は、付添い人と一緒に自分の客と花嫁の客の双方のもとに出かけて行き、自分のもとで催す正餐に招待する[注25]。また花嫁の父母のもとに行き、立派に養育し純潔で健康な娘を自分に嫁がせてくれたことを彼らに感謝し、さらに客たちを招待して自分の家に戻る。しかし、花嫁が純潔を守らずに嫁いだことがわかった場合、花婿はその父母を非難するが公然とではない。客がみな花婿の家に集まると、新婦が婚礼に列席した人々に贈り物をする。正餐に先だって花婿と列席者の一行はそろってツァーリへの挨拶に出かける。彼らは宮廷に着いてツァーリの部屋に入ると腰を折って深くお辞儀をするが、ツァーリはそのあいだ玉座に座している。王冠を付け座ったままツァーリが花婿と花嫁の健康をご下問されると、花婿は腰を折って深くお辞儀をする。そのあとツァーリが法に適った彼らの結婚の祝辞を述べ、金属板覆(オクラド)いがほどこされたイコンで花婿と花嫁に祝福を与え、賜り物として黒テン毛皮40枚、衣服用にビロードと繻子織と金の波紋織の布地、同じく繻子織とダマスク織と普通のタフタ織の布地、さらに1.5フントないし2フントの重さの銀器をそれぞれに下賜される。ただし花嫁本人はツァーリの前に姿を現さない。ツァーリは千人隊長と花婿と婚礼列席者の一行に酒杯一杯ずつのフランス赤ワインと柄杓一杯ずつのサクランボの蜜酒を与える。それを飲み干したあと、彼らはツァーリのもとを辞して家に戻る。花婿はすべての客と一緒に家に戻ると飲み食いを始める。食事がすむと父母と客たちは花婿と花嫁にイコンで祝福を与え、各自がそれぞれに出来る品物を贈る。そして飲み食いの後、皆は家に帰って行く。そして3日目になると花婿花嫁と客たちは、今度は花嫁の父母のもとへすべての客がそろって正餐に出かける。食事中および食事の後、花嫁の父母と客たちはやはり花婿と花嫁へ贈り物をし、飲み食いの後で各々の家へ帰って行く[注26]。そして、もはやこれ以上婚礼の祝宴は行われない。

またもし花嫁が嫁入りしたときに純潔でなかった場合、そのことを知った花

婿はツァーリのもとに挨拶に出向かない。花婿が参内する以前にツァーリのもとにその事実が知らされ、ツァーリはこの花婿には目通りを許さないからである。

花婿が挨拶のためツァーリのもとに参内するのにたいして、花嫁の方は一人の貴族夫人に金糸銀糸の刺繍に真珠をちりばめたタフタ織のナプキンを贈物に持たせて后と皇女のもとに送る。すると贈物を受け取った后と皇女も、花嫁のもとに使いを差し向けて彼女の健康を下問する。

また婚姻の祝宴が催される場合、そこに踊り子や楽士を招くことは決して許されないがラッパを吹き太鼓を鳴らすのはかまわない[注27]。そのほか寡婦となった娘、あるいは未婚の姉妹や姪など、誰かを嫁がせる場合の結婚儀礼と祝宴の仕方はすべてこのように行うのがしきたりである。

7．婚姻の祝宴が催される場合、花婿と花嫁に婚礼の戴冠儀式をほどこす司祭には総主教および主教から印章づきの文書が発給されていて、司祭はこれから結婚する花婿と花嫁のことを詳細に調べ、二人が教父母の関係にも姻戚関係にも教父母を同じくする洗礼兄弟の関係にもなく、6親等ないし7親等以内の血縁関係にもなく、また夫にとって4度目の妻でも妻にとって4度目の夫でもないことを確認したうえで、両者に婚礼の戴冠儀礼をほどこすべきものとされる。もし二人が教父母の関係、洗礼兄弟の関係、あるいは上述の諸項目のいずれかの関係にあることが判明した場合、司祭は彼らに婚礼の戴冠儀礼をほどこすことが出来ない[注28]。司祭がそれを知りながら戴冠儀礼を行えば、あるいは知らなかった場合でも司祭職を剥奪され、知っていてやった場合には多額の罰金が課され、その行為の償いとして一年のあいだ主教のもとでの謹慎処分を受ける。また花婿と花嫁は引き離され、罪はそれとして二人の結婚は不成立とされる。しかしこれ以前に三人目の妻を迎えていたり三人目の夫に嫁いでいたのでない限り、引き離されたあとの二人が別の誰かと結婚するのは自由である。

8．誰か寡夫となった者が初婚の娘を二度目の妻に迎えようと望む場合、二人の結婚儀礼は通常のしきたり通りに行われるが、ただ戴冠儀礼に際して、初婚の娘を二度目の妻として迎える寡夫の花婿には教会の冠を右の肩、初婚の娘である花嫁には頭に載せる。また寡夫が初婚の娘を三度目の妻に迎える場合にも結婚儀礼は通常のしきたり通り行われるが、戴冠儀礼での教会の冠は花婿には左肩、花嫁には頭に載せられる。同様に寡婦が二度目ないし三度目の夫に嫁ぐ場合も、寡夫が花婿になった場合と同じ結婚儀礼と戴冠儀礼が行われる。しかし寡夫の花婿が寡婦の花嫁を二度目ないし三度目の妻として迎える場合には戴冠儀礼は行われない[注29]。教会では戴冠儀礼の代わりに祈りの言葉が唱えられ

るだけで、家での結婚儀礼も初婚の者たちの場合と同じようには行われない。

9．大膳職、小姓、士族その他の官職の者の間でも結婚契約や結婚の儀礼は上に述べたものと同じしきたりに従って行われ、それぞれが自分の力の及ぶ限り華やかで格式のある婚礼を催すのであるが、婚礼の二日目にツァーリのもとに挨拶に出かけない点だけが違っている。挨拶のためツァーリのもとに参内するのは、ドゥーマ会議官や寝殿侍従官など最も家柄の高い者の子弟に限られるからである。同じく商人や農民の間の結婚契約や婚礼もあらゆる点にわたって上と同じしきたりに従って行われるが、ただ彼らの振舞いや衣装だけは士族身分の人々とは違っていて、その者の資力によりさまざまである。

人々はそれぞれの身分や官位にみあった家に住んでいるが、あまり造りはよくない。また最も官位の低い者たちは自分で立派な家を建てたりすることは出来ない。人は立派な家を建てる者には大きな財産があると考えるからである。もし誰か官署役人のような者が家を建てたりすると、賄賂を取ったとか、人の財産を強奪したとか、ツァーリの国庫から着服したとか横領したとか、数々の悪事でも働いたかのような告発がツァーリに対してなされる。こうした誣告のためにその者はいわれなき苦しみや悲しみを受けたり、憎まれて自分には出来ないような別の勤務にまわされたり、あるいは理解不能な訓令書を受け取ったりする。その結果、命ぜられた勤務が終わったあとで罰を受け、家や財産や相続領地はツァーリの国庫に没収されて誰か望む者に売却されたりするのである。またもし商人や農民が非常に立派な家を建てた場合には、これまでより多額の税が毎年その者に課される。こういう次第で、モスクワ国の人々は余り造りの良くない家に住んでおり、都市やスロボダの設備も同じように整っていない。

10．ある父ないし母のもとに2人ないし3人の未婚の娘がいて、長女には目、手、足などが悪い、耳が聞こえない、口がきけないなどの障害があり、他の娘たちは背丈もあり容貌の美しさや口のきき方も申し分がなくあらゆる意味で健康的であったとする。ところが、この人の娘との縁談を望む者があって、花嫁候補を見定めてもらうため自分の母親や姉や信頼する誰かを送るのだが、娘の親は相手が何も知らないのをいいことに障害のある娘に代えて次女や三女を相手に見せる。それで見定め役に送られた者が娘を見て気に入り、婿がねに相手は良い娘で迎えるに相応しい嫁だと伝える。見定め役の言葉でこの縁談が気に入ると婿がねは娘の両親との間で結婚契約を結び、先の名の娘をこれこれの日に嫁に迎えること、また娘の親も取り決められた日に娘を嫁に出すことを約束して、これに違反した場合の違約金として払い切れないほどの金額が契約状に

記入される。こうして結婚儀礼の当日がくると、娘の両親は最初に見定め役に見せた娘ではなく、結婚契約に名が記してある障害や欠陥のある娘を嫁に出す。花婿はこの娘を嫁に迎えるが、結婚の当日には花嫁の顔を見ないので彼女は目が見えない、斜視である、そのほかの欠陥があるなどのことは判らないし、また言葉も聞かないので彼女は口がきけないとか、耳が聞こえないなどのことも判らない。結婚儀礼の間、花嫁はヴェールで隠されているうえ一言も話さないからである。また彼女は足が悪かったり手が不自由だったりしても、花婿はこれにも気が付かない。結婚儀礼の間、付添い人が花嫁の腕を支えながら彼女を導くからである。しかし婚礼の戴冠儀式が終わり、花嫁とともに宴席の場から寝所におもむき、燭台の燈火のもとで初めて末永く一緒に暮らすべきこの本物の美人を見て、未来永劫泣きの涙と苦悩の内に暮らさねばならない現実を知る[注30]。かくてこのあと花婿は花嫁を剃髪して修道院に入れるよう企むが、自分からは剃髪しようとしない彼女を打擲したり、あらゆる方法で苦しみを与えたり、彼女とベッドをともにしないなど、彼女が自分から剃髪を望むようになるよう仕向けるのである。そしてもし妻が夫の打擲や虐待に耐えられず、夫は仲良く暮らすのではなく、自分を打擲したり虐待したりしていると自分の親族に訴え、その親族がその夫のことを総主教なり高位の主教なりに告訴すると、この告訴状に基づいて主教はその夫の屋敷の召使いや近隣の人々から証言をとるよう命じる。そして訴えが本当だったと判ると、その夫は修道院に送られて半年なり一年なりの期間そこに幽閉されるが、妻は家に留まる。定められた期間を修道院で過ごした場合、あるいはその期限が満ちる以前に妻が夫の解放を嘆願した場合には、その者は釈放され教会法に則って妻とともに暮らすよう命ぜられる。それでも彼がこれを聞き入れない場合には、二人は離婚させられて財産は等分に分割されるが、その後7年の間、夫は別の妻を迎えることが出来ず、妻も別の夫に嫁ぐことが出来ない。また妻は足が悪かったり精神薄弱であるなどの欠陥があることを知ると彼女のもとを去って自ら剃髪して修道院に入るような者もいるし、またそうした夫や妻のなかには相手に毒を盛るというようなことまでする者もある。

11. もし偽って見定め役に見せた娘でない娘を嫁に出した者がいて、そのことが総主教や主教に告訴されると、その告訴状に基づいて双方が交わした違約金契約書を提出させ、さらに被告の近隣の者や屋敷の召使いたちを審問して契約書に名が記されている娘が本当に嫁に出されたかどうかを確かめる。そしてもしその娘が契約書に記されている者に間違いがなく人々もそのことを証言し

ているならば、娘を見定めた者の言を信用すべきではない。本物かどうかを確かめないで妻を迎えるべきではないからである[注31]。しかしもし近隣の者や第三者や屋敷の召使いたちが嫁に出された娘は契約状に記されている娘ではないと証言した場合には、この夫婦は離婚させられたうえ、偽って娘を嫁に出した者には多額の罰金と花婿に対する損害賠償金が課せられる。さらにこの犯罪に対する罰として鞭打ちの刑が加えられるか、ときにはツァーリが選ぶもっと重い罰になる場合もある。

12. また同じくある父親のもとに一人だけいる未婚の娘の体に何か悪いところがあって障害者である場合、騙すため彼女の代わりに召使いの娘や寡婦の名を偽り、いつもとは異なる衣装で着飾って相手に見せるのである。あるいはその未婚の娘の背が低い場合には、彼女の足下に台をすえて優美な姿に見せ、何かの上に立ってることは判らないようにするのである。

13. 未婚の娘が障害者であるうえに年増になっていて誰も嫁にもらおうとする者がいない場合、両親はそういう娘を結婚させないまま剃髪して修道院に入れてしまう。

14. 花婿となる者が花嫁候補を自分の目で見たいと望み、その願いを聞いた娘の両親が自分の娘は人の前に出しても少しも恥ずかしくないと考えて花婿に娘を見せるが、花婿は見たあとになってその花嫁が気に入らず、彼女のことを悪しざまに言ったり酷い言辞を弄して侮辱し、他の花婿候補を彼女から遠ざけてしまうような場合、花嫁の両親あるいは誰かこのことを知った者は、この男は自分の目で花嫁を見たあと悪罵を加えたりその名誉を傷つけたりして彼女の評判を悪くしていると総主教や主教に告訴し、主教たちにこの件での命令を出してもらおうとする。すると総主教や主教は調査したうえで、花嫁を見たあとで悪しざまに言ったりその名誉を傷つけた者を強制し、彼女を妻とするよう命令する。しかし彼がこの告訴以前に別の女性と結婚していた場合には、花嫁候補には彼女の名誉を傷つけた代償の支払いが命ぜられる[注31]。

15. 誰かが自分の娘や姉妹を嫁にだし嫁資として多くの財産や相続領を与えたが、その嫁いだ娘や姉妹が子供を残さずに直ぐに死んでしまったり、生んだけれども子供は夭逝し自分も死んでしまった場合には、嫁資として渡された財産はすべて夫のもとからそれを与えた者の手に戻される。しかし彼女の死後に娘なり息子なりが残されているならば、子供たちがいるので夫のもとから財産は取り戻されることはない[注32]。

賢明なる読者諸氏には驚かないで頂きたいのだが、モスクワ国家では世界中

どこにも見られないような未婚の娘に対する欺瞞行為が行われており、花婿候補が自分で花嫁に会い、ときには花嫁自身との間で結婚の取り決めを行うという、他の国々には見られる慣習が存在しないのは紛れもない事実である。

16. また貴族やドゥーマ会議官や側近などは100人、200人、300人、500人、1000人とそれぞれ自分の地位や財産に応じて可能な数の男女の家人を自分の家に抱えている[注33]。これらの家人たちは結婚していれば、人により勤めにもより異なるが2、3、5、10ルーブリなどの年俸が支給され、さらに場合によっては衣類、パン、さまざまな種類の食糧が月ごとに与えられ、貴族と同じ屋敷内かそれ以外の屋敷に自分の居室を与えられて住んでいる[注34]。貴族はこれら家人のうち既婚のしっかりした者を自分の相続領の管理のため大村や村々に一年交代で派遣し、自分らが生活するための給与とさまざまな徴収物を自領の農民から受領するよう指示するのである[注35]。他方、独身者については上級の家人には小額だが貨幣給与を与え、下級の独身の家人には給与ではなくあらゆる種類の衣類、帽子、外套、靴を与える。上級の独身の家人は階下の奥の居室に住み下級の独身家人は階上の居室に住むが、飲み食いするのは貴族の屋敷の台所で賄われる食事である。また祭日には彼らすべてに酒杯に二はいずつの酒(ウォトカ)が振る舞われる。

女性についてはどうかというと、寡婦となった女の家人は自分の夫の家に住み年俸と月々の食糧を与えられる者もあれば、また別の寡婦や未婚の娘のなかには貴族の奥方や娘たちの近くに仕えて居室で暮らし、衣服を与えられ、貴族屋敷の台所で賄われる食事で飲み食いする者もある[注36]。これら未婚の娘が成人すると、貴族はそれら家人である未婚の娘や寡婦に持参金を持たせ、誰か自分の屋敷の下僕で娘たちの気に入る者に嫁がせる。ときには娘の意志に反して結婚させられることもある。婚礼は貴族の邸宅のなかで催され、さまざまな地位の人が結婚する場合と同じ結婚儀礼が執り行われるが、食べ物や飲み物や婚礼用の衣装などはすべて貴族もちである。しかし未婚の娘にせよ寡婦にせよ、他の屋敷に住む第三者のもとに嫁にやることはない。これら家人は男も女もすべて、終生の、あるいはカバラ契約に基づく奴隷だからである。また貴族の屋敷には、家産経営に関わるあらゆる種類の事務、支出と収入の管理、召使いや農民たちの間のもめ事の審査と裁判などの仕事をする管理機関が設けられている。同様に貴族以外の身分の者も、養えるのであれば、永久あるいはカバラ契約に基づく奴隷を自分の家の中に抱えておけるが、カバラ契約のない奴隷を屋敷内に抱えることは誰にも許されない。　(完)

本書の章と項目の一覧

第一章　ツァーリ、后、皇子、皇女について。

1．ツァーリ、イワン・ワシーリエヴィチについて。モスクワ国家においてどのようにツァーリの統治が始まったかについて。その他の諸公国について。

2．ツァーリ、フョードル・イワノヴィチについて。弟のドミートリイ皇子とその殺害について。貴族ボリス・ゴドゥノフについて。

3．ツァーリ、ボリス・ゴドゥノフと偽ツァーリ、ドミートリイについて。

4．ツァーリ、ワシーリイ・イワノヴィチについて。

5．ツァーリ、ミハイル・フョードロヴィチについて。

6．現ツァーリ、アレクセイ・ミハイロヴィチについて。彼のツァーリへの選定と任命ならびに彼の花嫁候補たちについて。

7．ツァーリの婚礼参列者の選出について。

8．ツァーリの婚礼参列者について。

9．ツァーリと花嫁との婚約について。

10．婚礼前に行うツァーリの感謝祈祷について。

11．婚礼の儀式はどのように行われるか。婚礼、結婚の載冠および宴席について。

12．ツァーリと后はどのようにして床に就くか。

13．ツァーリのもとにご機嫌伺いに行く花婿付添い人について。

14．ツァーリと后に祝辞をのべに行く婚礼参列者について。

15．翌朝ツァーリと后が使う風呂について。贈物について。

16．婚礼の第２日および第３日目について。宴席について。婚礼参列者はイコンによってツァーリと后をどのように祝福し、贈り物をするか。

17．歌舞音曲について。婚礼ではどんな祝いの催しが行われるか。

18．第４日目にツァーリが催す主教らのための宴席について。主教らはツァーリと后に何を贈るか。

19．その他の位階の人々のために催す宴席と彼等がする贈り物について。

20．司祭と修道士について。彼らへの食物の提供および喜捨はいかに行われるか。

21．婚礼のあとツァーリと后はどのように修道院を訪れて感謝祈祷をささげ、また養老院に赴いて喜捨を行うか。

22．婚礼の特赦で釈放される犯罪人について。

23. 后の親族について。ツァーリは結婚後いかに彼等に恩恵を施すか。
24. ツァーリと后の居室について。
25. 皇女らの居室について。彼等の生活について。
26. ツァーリの子供、皇子の誕生について。
27. 皇女の誕生について。
28. ツァーリの子供たちの養育、教育および保護について。
29. 徒歩ないし車馬で教会にいくときの皇子や皇女らについて。
30. ツァーリ、后、皇子および皇女の名の日の祝いについて。
31. 皇子が２人ないし３人いる場合について。
32. ツァーリ、后、皇子および皇女の死去ならびにその埋葬について。

第二章　ツァーリの官人および全ての仕官者について。

１．最上級の名門貴族について。
２．家格において上記の第一級名門貴族よりは劣る貴族と宮廷官について。
３．宮廷官およびドゥーマ士族について。
４．ドゥーマ書記官について。
５．ツァーリの居室に寝泊まりし、その職務ゆえに高い地位を与えられている寝殿侍従官について。
６．大膳職について。
７．小姓について。
８．モスクワ士族について。
９．書記官について。
10. 在府官について。
11. 地方都市士族と小士族について。
12. シビル・ハーン国、カシモフ・ハーン国およびグルジアの皇子について。
13. 寝殿官について。
14. 貴族のツァーリのもとへの参内について。
15. 大膳職その他の官人の参内について。
16. 種々の官位者はどのように参内し、誰がどこまでツァーリに近づくか。
17. ツァーリの行幸には誰がお供をし、誰がモスクワに残るか。
18. 自分の領地の村へ気晴しに行く許可をツァーリに求める貴族その他の官人について。
19. 貴族の名の日について。

20. 后、皇女に使える官人と貴族婦人について。后および皇女のもとへの貴族の妻たちの参内について。ここに15項目あり。

第三章　称号について。ツァーリはどこの外国君主にどのように名乗って国書を送るか。

1．神聖ローマ皇帝陛下に対して。
2．スウェーデン国王陛下に対して。
3．ポーランド国王に対して。
4．イングランド国王に対して。
5．デンマーク国王に対して。
6．ドイツの選帝侯、公、伯およびオランダ連邦に対して。
7．リューベックとハンブルクの市長および市参事会員たち、同じくツァーリの貿易の代理人を務める外国人商人に対して。
8．上記諸君主の称号のうち金文字で書かれる部分について。
9．国書が送られたことのないフランス、スペイン、ポルトガルの国王について。
10. トルコのスルタンに対して。
11. ペルシアのシャーに対して。
12. クリミアのハーンに対して。
13. シビルのかなたの大ハーンに対して。
14. 外国君主への国書に付される印章について。
15. 称号について。全ての君主の国書はその君主が自ら名乗っている通りの称号を使って書かれ、また何れかの君主がツァーリに国書を書くときの称号の書き方も同様である。
16. どの国への国書にどんな紙が使われ、どんな花草模様が黄金で描かれて送られるか。
17. 質問。モスクワのツァーリはなぜキリスト教国への国書に完全な称号を用い、イスラム教国には用いないのか。これへの回答。

第四章　モスクワの大使、公使、急使について。どのような官位や格式のものが大使、公使、急使として近隣諸国に派遣されるか。また外交会議に派遣される大使について。

1．神聖ローマ皇帝陛下に対して。

2．スウェーデン国王陛下に対して。
3．ポーランド国王に対して。
4．イングランド国王に対して。
5．デンマーク国王に対して。
6．ドイツの選帝侯、公、伯およびオランダ連邦に対して。
7．トルコのスルタンに対して。
8．ペルシアのシャーに対して。
9．クリミアのハーンに対して。
10．公使および急使について。
11．大使に随行する士族そのほかの人々とその人数について。
12．ある者が使節として派遣されたり、総督として都市に、あるいは軍司令官として戦争に送られたりする際に、その者の下について随行するのを忌避する者があり、それをめぐって争いが生じたり告訴が行われたりするなら、事実が調査されたうえ勅令が出されて彼等は不服従の科で処罰される。
13．ドゥーマ議会官の位階をもたない者や余り高貴な家柄でない者が誰かの補佐官になるのを忌避した場合、同じように調査が行われて勅令が下されるが処罰は上の場合とは違ったものになる。
14．誰かの下で勤務するのを嫌がり、仮病を使ったりする者をどのように強制して一緒に送り出すか。
15．ツァーリが貴族を招いての宴会を催すとき、彼等は自分の家格が占める場所をどのように考え、いかに食卓の席次で他の者の下座にならないようにとつとめるか。
16．貴族やドゥーマ会議官にはどのような位階の者が任ぜられるか。また彼らはドゥーマやツァーリの宴席でどのような席次を占めるか。
17．どのような日にツァーリは高位聖職者や貴族を正餐に招くか。
18．大使が外国に派遣されるとき与えられる手当について。
19．初めて使節として派遣される者に衣服その他のものが整っていない場合について。
20．旅の支度を整えた大使はモスクワで訓令書を受け取る者もあるが、旅の途中で受け取る場合もある。
21．訓令書について。大使、公使、急使への訓令書はどのように書かれるか。
22．外交会議に派遣される大使について。彼等は外国大使との交渉をどのように命ぜられるか。

23. 訓令書について。外交会議に赴く使節に本音の訓令が直接与えられることはない。
24. 大使について。使節として派遣された大使が相手の交渉担当者に、あるいは外交会議の席で相手の大使にどのように述べるかについて。彼らの発言記録は口頭で述べられた通りではなく、非常に雄弁かつ知的な粉飾を施した形で書記官たちが記録する。この点についての質問と回答。
25. 外交会議に派遣される大使や戦争に赴く軍司令官とともに送り出されるイコンについて。何のためにこれらのイコンは送られるのか。この点に関する質問と回答。
26. 使節の役目を終えた大使はどのようにしてモスクワへ戻るか。
27. モスクワに帰還した大使あるいは連隊の軍司令官は、どのようにツァーリのもとへ参内し自分の任務につき報告するか。彼らの勤務に対して与えられる昇進と報奨について。
28. 任務を首尾よく果たし得なかった大使や連隊の軍司令官について。また、それらの者にはどんな罰が科せられるか。
大使に持たせて送られる外国君主への贈物の種類と量について。
29. 神聖ローマ皇帝陛下に対して。
30. スウェーデン国王陛下に対して。
31. ポーランド国王に対して。
32. イングランド国王に対して。この項には質問と回答がある。
33. デンマーク国王に対して。
34. ドイツの選帝侯、公、伯およびオランダ連邦に対して。
35. トルコのスルタンに対して。
36. ペルシアのシャーに対して。
37. クリミアのハーン、その后、皇子、皇女および彼等の子供たちに対して。パシャ、公、ミルザおよびタタール人に対して。
38. 公使とともに外国君主に送られる贈物の量について。

第五章　外国の大使、公使、急使について。それぞれにどれだけの格式で遇するか。

1．スウェーデン国王陛下の大使が国境に到着したときの歓迎、迎接、食料提供、車馬の提供、国境の町からモスクワへの出発、モスクワでの歓迎、迎接について。付き添い役について。

2．到着時の謁見に来るようツァーリに命ぜられた日、大使らはどのようにツァーリのもとに参内し、使節としての自分の役割を果たし、贈物を奉ずるか。
3．大膳職は食べ物や飲み物などをどのように大使のもとに届け、どのようにもてなすよう命ぜられるか。
4．ツァーリが交渉のため自分と貴族らのもとに来るよう大使たちに命じると彼らはどのようにして振る舞うか。
5．大使との交渉に臨む貴族やドゥーマ会議官はどのような位階と家柄の者か。
6．大使らは二回目以後の交渉にどのように臨むか。
7．大使らがツァーリの姿をお見かけした日や交渉が行われた日について。
8．大使らが使節としての任務をすべて果たして退去の時がきたとき、彼等はツァーリのもとでどのような帰国の謁見をおこなうか。
9．大使のモスクワからの出立はどのように行われるか。モスクワから国境までの彼らの見送りについて。
10．大使が夏ないし冬に来たとき、彼らはどんな乗り物で迎えられてツァーリのもとに赴くか。
11．大使がツァーリに拝謁するとき、貴族はどのような衣装をつけ、大広間はどのようにととのえられるか。
12．帰国に際して大使や随員の士族や下僕たちへの賜り物としてツァーリは何をどれくらい与えるか。
13．公使について。彼らはどのように出迎えられるか、公使の迎接と食料提供について。到着および退去のときのツァーリへの謁見はどのように行われるか。帰国に際してのツァーリからの賜り物には何が与えられるか。
14．急使について。その歓迎について。到着および退去に際しツァーリへの謁見はどのように行われるか。ツァーリの賜り物として彼等には何が与えられるか。
15．衛兵について。使節迎賓館に滞在する大使のもとにその名誉に応じて何人の銃兵を配するか。
16．神聖ローマ帝国、ポーランド、イングランド、デンマーク、トルコ、ペルシアの大使が来訪したとき、それぞれをどれだけの格式により迎えるか。
17．クリミア、ノガイおよびカルムイク人の大使について。
18．スウェーデンおよびポーランドの大使について。彼らがキリスト教徒間の和平の条約締結や確認のために来訪した場合、彼等はどのようにツァーリに謁見し、またその条約締結の際にツァーリは大使の前でどのようにして平和

の維持を誓約するか。

第六章　ツァーリ皇室諸寮。財務、酒精、食糧、パン、穀物および主馬の諸寮について。

1．財務寮、その官署、収入について。府庫へのあらゆる収入と支出が項目別に記載されている。

2．酒精寮。ここには飲み物が保管される。酒精寮の飲み物はどこから納入されどこに支出されるかが細目別に記載されている。この寮の官人について。

3．食糧寮について。ここでは食べ物が調理される。またこの寮の官人について。食料品はどこから納入され、どこに配給されるかが同じく細目別に記載されている。

4．パン寮とその官人について。パン用の穀物はどこから納入されどこに配給されるかが記される。

5．穀物寮について。穀物の収入と支出について。

6．主馬寮、その官署、官人、飾り馬具その他の飾り、主馬寮の倉庫、馬、馬の飼料の納入と支出ならびに貨幣による収入と支出について。

第七章　諸官署について。誰が官署を管轄するか。それぞれの官署が所管しているのはどのような業務とどのような人々か。またその官署の貨幣による収入と支出のすべての項目について。

1．枢密官署。

2．使節官署。

3．軍務官署。

4．宮内官署。

5．銃兵官署[注37]。

6．カザン宮廷官署。

7．シベリア官署。

8．知行地官署。この項目には知行地とは何か、相続地とは何かについての質問と回答が記されている。

9．大蔵官署。この項目には造幣局、造幣、金銀細工師の親方のことが記される。またその他に銅貨のことでどんな混乱が生じたか、なぜ銅貨が使われなくなったかについても参照せよ。

10．大歳入官署。

11. 大砲官署。
12. ツァーリの衣装部屋官署。
13. 后の衣装部屋官署。
14. 外国人官署。
15. 騎兵官署。
16. ノヴゴロド徴税区官署。
17. ウースチュグ徴税区官署。
18. コストロマ徴税区官署。
19. ガーリチ徴税区官署。
20. 新徴税区官署。
21. 武器官署。
22. 金銀細工官署。
23. 医薬官署。
24. 修道院官署。
25. 穀物官署。
26. 駅逓官署。
27. 石工官署。
28. 嘆願官署。
29. 小ロシア官署。
30. ゼムスキイ官署。
31. ホロープ官署。
32. 二つの司法官署。モスクワ司法官署とウラジーミル司法官署。
33. 国璽官署。
34. 犯罪官署。
35. 追善官署。
36. 会計官署。
37. 何事かについて嘆願を行ったり或いは誰かを告訴するにはどうするか。
38. 裁判について。官署役人は管轄下のあらゆる位階の者に対する裁判をいかに行うか。
39. 被告が裁判官は自分と利害の対立者である旨の訴えを行う場合、その裁判官は敵意のゆえに当該の事件を裁くことは出来ない。
40. ある者が別の者を訴えるにはどうするか。執達吏への指示書ならびに被告を見つけて裁判所に連行する執達吏について。原告および被告から取られた

モスクワから離れない旨の保証人証書について。

41. 他人の名誉を毀損した場合の裁判について。

42. 原告と被告はどのように出廷し、審理はどのように記録されるか。

43. 借用証書や契約書に基づく裁判について。記録された借用証書なしにこの種の裁判は行われない。

44. 自分が訴えられた裁判と同じ時に一回、あるいは二回、三回の逆訴訟を望む被告について。

45. ツァーリの諸官署、地方都市、村、郷ならびに主教管轄の諸官署以外で裁判は行わない。

46. 訴訟に関連する用務のため派遣される執達吏について。

47. 犯罪者その他の有罪者について。彼等はどのように収監され、自分の食費の賄いをどのように行うか。

48. 貨幣の収入と出費。誰が受け取り支払いするか。

第八章　モスクワ支配下にある諸帝国、国、地方、都市の統治について。ならびにそれら諸都市の総督（ヴォエヴォダ）について。

1．大ノヴゴロド、カザン、アストラハン、シベリアその他について。その総督とその土地のあらゆる問題について。

2．それらの大都市と国の付属都市、ならびにその総督について。

3．中都市の総督ならびにその土地のあるゆる問題について。

4．勅令について。都市の総督に送るツァーリの書簡はどのように書かれるか。この項目中には何のためにツァーリは専制君主の称号を用いるのかの質問とその回答が記されている。

5．貴族、総督、官署役人、使節その他の任務についている人々について。ツァーリの下問に対して彼等はどのように書簡を書くか。

6．嘆願書について。貴族その他の位階の者およびその妻はツァーリ、后、皇子および皇女への嘆願をどのように書くか。

7．ツァーリの収入について。都市民、農民およびあらゆる事業からどのように徴税されるか。

8．諸都市の防備のため配置される人々について。

9．戦時の籠城用の屋敷について。農民の都市内への収容について。

10. 市壁の補修ないし新建設について。その費用の徴収ならびに武器について。

11. 石造の市壁と木造の市壁について。それらはどのように建設されるか。

第九章　軍事召集について。

1．他国との戦争のときツァーリは誰と協議し、協議を終えると誰を召集するか。

2．騎兵連隊について。騎兵連隊にはどのような位階の人々が召集され、一人当たりに支払われる年給はどれだけか。

3．銃兵連隊について。

4．新旧の歩兵連隊について。新歩兵はどこから召集するか。歩兵への給与と生活費について。

5．新旧の竜騎兵連隊について。

6．カザーク連隊について。

7．ドン・カザークについて。

8．これらすべての兵士に支払う給与のための貨幣、穀物ならびにあらゆる糧食の徴収について。

9．貴族、軍司令官その他の官位の人々には自らの糧食は持参して軍務につくよう命ぜられる。

10．ツァーリが自ら戦争に赴く場合、ツァーリ、貴族、軍司令官の軍にはどれくらいの兵士が編成されるか。

11．戦争が終わったときの兵士の動員解除について。

12．健在の外国人、負傷した外国人、負傷したロシア人、戦死した外国人の寡婦および子供に対して出される勤務修了後の勅令。

第十章　商人について。

1．大商人（ゴスチ）について。

2．大商人組合（ゴスチンナヤ・ソトニャ）とラシャ商人組合（スコンヤナ・ソトニャ）について。

3．一般の商人（トルゴヴィ・リュージ）について。

4．商売ならびに商人が毎年ツァーリに支払う税について。

5．何らか事件で人を訴えたり訴えられたりする商人について。

6．ツァーリに奉仕したりツァーリの企業において利益をあげた商人に与えられる報奨について。

7．ツァーリに奉仕したがツァーリの企業で利益をあげえない商人に対し、その怠慢につき与えられる処罰について。

第十一章　ツァーリ、高位聖職者、修道院、相続地領主ならびに知行地領主の農民について。

1．ツァーリの農民について。誰が彼等を裁くか。またこれらの農民から徴収される貨幣収入およびあらゆる種類の税について。

2．高位聖職者および修道院の農民について。

3．貴族その他あらゆる官位の知行地領主および相続地領主の農民について。領主は農民をいかに支配しているか。領主は自分のための税およびツァーリのための税をいかに徴収するか。

4．知行地領主あるいは相続地領主が自分の領地農民に殺害その他の迫害を加えたり、あるいは農民の妻や娘に何らかの悪しき行いを働いた場合について。

5．犯罪者について。ツァーリ、知行地領主、相続地領主などの大村や村に現われた窃盗者、強盗その他犯罪者について。

6．農民について。ツァーリ自身、総主教、府主教、その他の高位聖職者、修道院、貴族、側近およびあらゆる知行地領主、相続地領主が所有する農民戸数について。

第十二章　ツァーリの通商について。

1．アルハンゲリスクの町における穀物、麻、ポターシュ、樹脂、生糸、大黄の交易。これらの商品はこの町からもたらされる。

2．ヴォルガ下流諸都市における魚類と塩の取引。

3．ペルシア商人との取引。

4．ギリシア人との取引。

第十三章　貴族、側近その他の官人たちの生活について。

1．貴族が所有する家、教会堂、神事および司祭について。

2．祝祭日、賓客、宴席、食べ物について。貴族の妻や既婚の娘は宴席に出てどのように客をもてなすか。挨拶と接吻について。

3．自分あるいは自分の息子が結婚するか、娘や姉妹を嫁がせる場合の媒酌と結婚契約について。

4．結婚契約を結んだあと、どちらかが花嫁をもらうのを拒んだり、花嫁を嫁に出すのを拒んだ場合について。

5．婚礼について。どのように祝宴を催すか。

6．婚礼の翌日に花婿と花嫁はどのように風呂に行き、また正餐に客を招くか。

花婿と婚礼参列者たちはどのようにツァーリのもとに行って挨拶するか。正餐と贈り物について。

7．司祭への指示書について。司祭はどのような人々にどのような結婚の戴冠儀礼を行うべきか。

8．未婚の娘と結婚する寡夫あるいは独身青年と結婚する寡婦について。同じく寡婦と結婚する寡夫について。彼等の婚礼と結婚の戴冠について。

9．大膳職その他の官位の者について。彼等の婚礼はどのように行われ、家ではどのように暮らしているか。

10. 父母のもとに2人ないし3人の未婚の娘があってその内の一人に障害があったが、誰かが縁談を望んだとき、障害のある娘の代わりに奇麗な娘を見せ、見せた娘ではなく障害のある娘を嫁にやったなら、障害のある娘と結婚した男は彼女とどのように暮らすことになるか。

11. 花嫁のことで騙された者が総主教に提出する嘆願について。この嘆願についての調査と指示について。

12. 障害があるか或いは背の低い一人娘をもった父親について。

13. 障害のある娘について。

14. 婿がねが自分で花嫁を見たあと、結婚を取り止め、言葉で侮辱し、他の人がその娘と結婚するのを妨害する場合について。

15. 娘を嫁にやり、娘が結婚後に子供を産み、あるいは子供を産まずに死んだ場合の彼女に与えた嫁資について。

16. 貴族に仕える男女の家人について。自分の家に誰は何人の家人を持つことができ、彼等への給金はどれだけか。

註

1）アルハンゲリスクは、16世紀半ば白海沿岸に偶然に漂着したイギリスの冒険商人たちの来露を契機に成立したロシア＝イギリス交易を端緒として1584年に北ドヴィナ川の河口に建設された都市で、イワン4世がリヴォニア戦争で失ったバルト海経由の対西欧交易を補う役割を果たしつつ16－17世紀を通じて発展した（北ドヴィナ川をすこし上流に上った場所にあったホルモゴールイに代わって機能を果たしたため、ロマノフ王朝成立以前にはノヴォホルモゴールイと呼ばれていた）。17世紀半ばにはイギリス、オランダならびにドイツ都市バンブルグ、ブレーメンなどの船舶30－40隻が毎年やって来て夏の数カ月間（主に6－9月だが8月が中心。取引の期間は

年市として政府により定められていたが1679年に期間の制限は撤廃される）にモスクワやロシア各地から集まる商人たちと取引した。アルハンゲリスクで交易された輸出入商品は多岐にわたるが、コトシーヒンがここに列挙しているのはツァーリの代理人の手で売られたロシアの輸出品目、それも主に皇室による独占販売商品である。この当時のロシアはまだ本格的な穀物輸出国ではないが、国庫に買い上げられた穀物だけはアルハンゲリスクを通じて西欧に売却されていた。ペルシア商人からロシアに入る生糸や絹製品の取引も、シベリアから運ばれた大黄も基本的には国家による独占商品だった。ポタシウムは国家独占商品ではないにしても輸出に占める国家の比重は大きく、各地の皇室工場で生産されアルハンゲリスク経由でオランダやフランドルに常に大量に輸出された。アレクセイ帝時代には一時的だが麻、ポタシウム、樹脂の輸出も国家独占にされている。

2）原註：第7章第10項を参照。

3）原註：第6章第3項を参照。

4）ロシアが相手にしたアジア最大の交易国はペルシアで、両国間の交易はイワン雷帝によるアストラハン併合（1555年）のすぐ後に始まり、16－17世紀を通じて次第に発展した。17世紀後半にはペルシア人がモスクワに滞在するアジア商人の最大グループだった。ペルシア交易においてもモスクワ国家の参与が大きな比重を占め、モスクワやアストラハンに来るペルシア商人（シャーの代理人や私的商人）はペルシアから運んだ生糸や絹織物を主にツァーリの国庫の商品と交換し、ロシアからペルシアに送られるキャラバン隊もツァーリの名と費用で主に国庫の毛皮商品を運んだ。16世紀には概してツァーリがシャー宮廷に派遣する外交使節団が同時にツァーリ代理商人による交易キャラバンの機能を果たしたが、17世紀のロマノフ朝時代になると政府は純粋に交易目的の隊商をペルシアにもアストラハンにも送り出すようになる。アレクセイ帝時代はとりわけペルシア貿易が拡大した時期で、17世紀半ばには毎年ペルシアかアストラハンの何れかに交易隊商が送り出された。事実、1664年にシャーのアッバス2世はロシア商人に全ペルシア領における無関税自由交易の特権を与えている。17世紀ロシアによるペルシア交易の中心地はアストラハンだった。ペルシアの商人はシャーの商品や自分自身の商品を携え、デルベントやカスピ海経由で盛んにアストラハンに来て取引したが、一部の商人はヴォルガ川を遡ってカザンやモスクワまでやってきた。モスクワに来たペルシア商人たちはその商品と一

緒に使節迎賓館に滞在し、滞在中に必要な食糧、馬の飼料、薪、帰国途中の船の費用や生活費などもツァーリの国庫から提供された。しかしモスクワにはペルシア商人専用の商館もあり、そこには運んだ商品を売る店舗も付属していた。ペルシアの商人がモスクワで仕入れた商品の中心は各種の毛皮で、ロシアの隊商がペルシアに運んだ商品も毛皮が中心だった。反対にペルシアからロシアにもたらされた主要商品は生糸と絹製品で、その他に木綿製品、モロッコ皮、宝石、紙などがあった。ペルシア商人がモスクワに運んだ最良の商品はツァーリの国庫が選んで買い上げるが、支払い手段は毛皮だった。ペルシア商人が搬入したものであれ、ツァーリの代理商人の隊商がペルシアから運んだものであれ、ペルシアの生糸と絹製品は国庫に集められたうえで西欧商人に転売されたのであり、典型的な国家独占商品だった。

5）17世紀の国家独占による対外交易でペルシア貿易に次いで重要だったのがオスマン帝国支配下にあったギリシア人商人との取引だった。ギリシア商人の多くは、モルダヴィアあるいはギリシアからモスクワあるいは南の国境の町プチブリなどにやってきて取引した。ペルシア交易の場合と同じくギリシア商人との取引でも国家が中心的役割を果たしたが、ペルシア交易の例で見たようなツァーリの商品を携えた隊商がオスマン帝国に送り出されるということはなく、ペルシア交易におけるアストラハンのような国境の都市（例えばプチブリ）に派遣されるということもなかった。ロシアの対トルコ交易はトルコの商品を携えたギリシア人商人がモスクワに滞在し、ロシアの商品を買い付けて帰るという形態に限られていた。この時代におけるロシアとオスマン帝国との交易は事実上ロシアにやってきたギリシア人商人との取引に代表されていたことになる。コトシーヒンが述べているように、ギシリア人がロシアに搬入する交易品はオスマン帝国各地で集められた宝石、金銀、真珠、金銀細工、装飾品、装飾馬具、絹製品など高級奢侈品が中心で、主たる部分は毛皮を対価にツァーリの国庫が買い取り、残った一部の商品だけが一般に販売された。中味はトルコ製の金銀装飾品とロシア毛皮の交易だが、交易の主体はロシアの国家とオスマン帝国支配下のギリシア人商人である。ペルシアとちがって政治的にはロシアと対立的な関係にあるトルコにとっても、おそらくギリシア人を介した交易は好都合だったのであろう。モスクワには常駐するギリシア人商人の屋敷地も与えられていたし、ロシアでの滞在費や旅行費もロシア側が負担するなど

ギリシア人は同信徒としてロシア政府からさまざまな特権を与えられ有利な取引が出来たからである。こうしたギリシア人商人のほかに、16－17世紀にはツァーリの寄進や好意を求めてオスマン帝国下の各種の東方正教徒の聖職者も頻繁にモスクワを訪れたが、彼らは必ずといっていいほど聖職者たちの「親族」と称する商人たちを伴っており、この商人たちも自分の商品にかかる関税や各種の支払いを免除され、国境に入ったあとの滞在費や運送費はすべてロシア国家の費用で賄われ、かつ毛皮を安く入手できたから莫大な利益を得ることができた。商人たちはこうして得た大きな利益を自分をロシアに連れてきてくれた聖職者と分け合ったのである。こうしたギリシア人の高位聖職者のなかには、ロシアに定住し、その特権を利用しながら「親族」を使って毛皮の対外交易に従事する者さえあらわれる。しかし17世紀の末になると密貿易など幾つかの不祥事が重なったことが契機となり、ギリシア人商人はモスクワを追われて国境の都市プチブリとの取引だけに限定されることになり、ギリシア人との交易は次第に衰退していった。

6）17世紀モスクワのボヤールたちの屋敷地の大きさや形状は必ずしも一律ではなかったが、一般には相当に広い敷地の四辺を木製または石製の塀で囲み、屋敷内には主人家族と下僕のための住居用の建物のほか厨房、風呂、倉庫、納屋、家畜小屋などさまざまな家内経済用の木造建物、家族用の私設教会などがそれぞれ別棟になって配置されていた。モスクワのレーニン図書館新館がある場所には17世紀には貴族ストレシネフ家の屋敷地（後にナルィシキン家が所有）が存在していた。現存する17世紀当時のこの屋敷の図面によると、その広さは2ヘクタールを上まわっている。コトシーヒンは本文で17世紀のモスクワの貴族たちが木造ないし石造の邸宅に住んでいると書いている。16世紀のモスクワでは教会などを除いて大部分の建物は木造で、石造建物は住居には適さないと一般に考えられていたが、17世紀のミハイル帝やアレクセイ帝時代になると石造建築への嗜好も次第に広がっていき、「パラータ」の名で知れる貴族の大きな石造邸宅も少しずつ普及していった。アレクセイ帝の死後1681年には、火事対策の政策も重なってクレムリ、キタイ・ゴロド、ベールイ・ゴロド内での木造邸宅の建設が禁止され、石造奨励のため10年間の分割払いで国庫からレンガが支給される措置がとられ、また石造にするだけの資金がない者にはせめて屋敷地を囲む塀だけは石造にすることが命ぜられた。しかし17世紀のモスクワ貴族

を全体として見るならば、住居としては「ホロム」と呼ばれる木造の邸宅に住む場合の方がやはりずっと多かったと思われる。彼らの屋敷地の一般的配置についていえば、門に面した屋敷地の前側には倉庫や風呂や厨房などさまざまな建物がならび、住居用の建物は屋敷地のやや奥に配置され、さらにその裏手の空間は一般に菜園や果樹園として利用する構造になっていた。16－17世紀のモスクワではほとんどの屋敷地に菜園や果樹園があり、当時モスクワを訪れた外国人は菜園のない屋敷地を見つけるのは難しいと記している。屋敷地を囲む塀には二、三の門があるのが普通だったが、そのうちの一番重要な大きな門には凝った装飾がほどこされ、門の上にはイコンが納められた観音開きの扉のついた聖像箱が据えられ屋根で覆われていた。門扉は昼夜を問わず閉められていて、夜間には錠がかけられたうえ屋敷内に番犬が放たれ、門のわきには門衛用の番小屋も配置されていた。住居部分の建物に関して言えば、コストマロフが指摘するように、当時の住居の配置にはツァーリや貴族から富裕市民にいたるまで基本的には同一のパターンが認められた。家族成員が一緒に居住する大きな家が建てられるのではなく、家族の個々の成員の為に成人に達しない者にまでそれぞれ別個の木造ホロムが建てられ、それらはセーニや屋根つきの廊下で相互に結びつけられるという構造をとり、さらに屋敷内の別棟として建てられていた家族用の教会堂も個々のホロムと屋根つきの廊下で結ばれ家族全員が一同に会して教会に参列できるようになっていた。コトシーヒンが貴族の家族成員について「妻や子供たちはそれぞれの居室を与えて彼らと一緒に暮らしている」と述べているのは、そのような住居の空間的特徴を述べているものと思われる。

7）当時のボヤールや上級士族の屋敷には家族用の私設教会が設けられ司祭も雇われていた。註6で言及した貴族ストレシネフ家の屋敷地の図面を例にとって教会の位置と配置をみておこう。2ヘクタール強の矩形の屋敷地全体は塀で囲まれ、モホヴァヤ通りに面した立派な門から屋敷地内に入ると、門の右脇に門衛の番小屋があり、向かって右側のヴォズドヴィジェンカ通り沿いの塀に沿って大きな長い倉庫が配置され、向かって左側の塀に沿っては厨房や貯蔵庫などの建物が並び、正面は広い前庭になっているがその前庭を挟んでやや奥まった部分に、前の道路と並行方向に建てられた縦長の大きな二階建て石造「パラータ」（ボヤール家族のための居住用邸宅）が配されている。パラータの内部は幾つもの部屋に区切られていて、数カ所

にパラータに入るための階段のついた玄関ポーチ（クリルツォ）が付いており、パラータの裏側は大きな菜園になっている。広い前庭のほぼ中央には屋根つきの大きな井戸が描かれている。そして問題の家族用の私設教会であるが、それは正門から向かってパラータの左側少し前の前庭部分にパラータとは離れた別棟の形で建てられており、パラータと教会とは屋根付きの廊下で結ばれている。さらに教会堂の建物に連続する形でトラベザと木造の倉庫も付属している。

8）一般にこの時期のロシアの料理では上流家庭においても現在のように調理の段階で塩その他の香辛料を加えることはせず、客人がテーブルにおかれた塩、胡椒、辛子、酢などの調味料やネギ、ニンニク、サフランなどのつけあわせなどを各自好きなだけ加えるようにしていたとされる。しかしロシア人が塩味を好まなかったということではなく、肉や魚はもともと塩漬けにされた材料を使ったし、各種の野菜はもちろんリンゴ、プラム、梨、サクランボなどの果実さえも塩と酢で味付けした漬け物にして焼いた肉や魚に添えられていた。

9）「主人の上座」と訳したのはボリショエ・メスト（**большое место**）の語で、その家のイコンが飾られている部屋の最も重要な角の部分をさす。ツァーリの宴席の場合と同じく招かれた客たちは帽子を被ったまま、その身分や地位に応じてさだめられた席に座った。主人の座る右側が一番上席とされ、以下順に格の低い者が着席した。私的な宴席においてもツァーリの宴席や貴族会議で遵守される門地制の原則はまもられた。

10）ここでは客と主人の側との間で交わされるお辞儀の仕方について２種類の方法が示されている。主人の妻が客に対する挨拶を「小さく腰を折ってお辞儀をする」と訳したがこの原文は**кланяться малым обычаем**、「深く腰を折ってお辞儀する」と訳した客の返礼や主人の客への挨拶の原文は**кланяться все в землю** である。この時代の客と主人との間で交わすお辞儀の仕方として、相手との関係や相手への敬意表現の程度に応じてコストマロフは以下の４種類に区分している。一番軽いものは相手に軽く頭を下げるだけのもの、次が体を腰まで折ってお辞儀をするもの、更に深い敬意を示すには腰を折るだけでなく両手を地面に伸ばして手の指を地面に触れさせるお辞儀、最後が両膝を地に付け相手の前で額を地に触れさせる文字どおり本来の「叩頭」である。最後の形態は主人との地位が大きく開いていたり従属関係にある場合に行われるもので、貴族たちが相互に客として

招かれたときに行われたお辞儀ではないと思われる。ここでコトシーヒンが述べている主人の妻の客に対するお辞儀は二番目のお辞儀、客が主人の妻に行うお辞儀は三番目の手の指を地面に触れさせる挨拶であると思われる。

11) ウォトカは品質により何種類かに分類された。一般のウォトカは「プロストエ・ヴィノ」と呼ばれ、その上のものには「良い」とか「ボヤールの」といった形容詞がつき、最上級とされたのは2回ないし3回、場合によっては4回も蒸留を繰り返したきわめて強いウォトカだった。「ドヴォイノエ・ヴィノ」「トロイノエ・ヴィノ」などと呼ばれたこれら強化ウォトカ（**вино с махом**）を飲んで死亡事故を起こすこともよくあったが、同時にこれが最高級のウォトカとみなされていた。もっぱら女性用としては蜜を含んだ甘いウォトカも作られた。また主婦たちはまたシナモン、ハッカ、カラシ、オトギリソウ、竜ぜん香、硝石、ダイダイやレモンの果皮、さまざまな草木の実など、ありとあらゆる種類のハーブや薬味を漬けたウォトカを作った。「ハーブ入りの2回ないし3回蒸留した酒（ウォトカ）の酒杯をそれぞれの客人に献じる」とあるが、これは主人の妻が整えた最高級のウォトカで作ったハーブ酒ということになる。

12) クヴァルタリ（**квалталь**）は現代語のクヴァルタで液料単位。もともとはラテン語のquarutusからきているので文字どおりには4分の1を意味する。ロシアにはポーランドから入ったもので、ポーランドで使われていた液料単位としては0.8リットル程度。主人の妻が客人に捧げる強いウォトカは4分の1クヴァルタリ程度の酒杯としているから200－250ccほど振る舞ったと思われる。

13) 16－17世紀のロシアで作られていた酒はウォトカ、蜜酒、ビールが中心でブドウ酒はもっぱら外国から輸入され宮廷や貴族や上流家庭で消費される奢侈品だった。コトシーヒンはブルゴーニュ・ワインとライン・ワインをあげているが、ギリシアやハンガリーなどのワインも輸入されていた。

14) 貴族の家で行われる宴会には、最初に主人の妻が出来てきて客に挨拶し、丸いビローグが出されたときに主人の息子や甥や親族の妻たちが出てきて挨拶するという、コトシーヒンが書いている形式とは別に、次のような順序で進められるものもあった。主人の妻は宴会の最初には出てこず、丸いビローグが運ばれたあとに親族の妻たちや召使いの女たちにウォトカなどを持たせて一緒に客の前に登場し、まずもっとも上席の客にウォトカを振

る舞うとすぐに退席し、再びまったく別の衣装に身を包んで現れ、次の客にウォトカを振る舞って退場し、再び別の装いで登場して3番目の客に酌をするということを繰り返し、すべての客に一人ずつ別の衣装をまとってもてなす。すべての客への酌が終わると、妻は宴席の端の壁ぎわに立って客に頭を下げる。すると客たちは彼女に近づいて接吻するが、そのあと妻は客たちに金銀で刺繍したネッカチーフをプレゼントする、というものである。

15) ロシアでは一般に婿がねが結婚前に花嫁候補を自分の目で見る権利はないことになっている。しかし大公やツァーリの結婚は別で、ワシーリイ3世もイワン雷帝も臣下の娘を全国から沢山集め、その中から君主自身が見て候補者を選び出している。アレクセイ帝も最初の妻マリア・イリイチナ・ミロスラフスカヤはあるモスクワ士族の娘のなかから自分で選び出しているし(第一章第6項参照)、マリアの死後二人目の妻ナターリア・キリロヴナ・ナルィシキナを迎えたときには寵臣アルタモン・マトヴェーエフの家に候補者の娘たちを沢山集め、君主が臣下の屋敷を訪問することはしないという古くからの慣習を破って、自らこの家を訪問して隠し部屋の窓から彼女たちを見てその中から3人を選び、そのあと信頼のおける「見定め役の女性たち」に3人の中から精神的ならびに身体的に最も良い娘を見定めさせ、その推薦にもとづいて最終的にナターリアを選んだのである。従ってこの場合には、自分の目と「見定め役の女性」の選択の両方が決定要因になっていることになる。選ばれたツァーリの花嫁は宮廷に連れてこられるが婚姻まではツァーリと完全に隔離されて暮らすのであり、ツァーリもまた結婚前には花嫁をたった一度目にすることが出来ただけであり、この点では貴族にも民衆にも一般的な結婚風習に従っていたと言える。

16) 花嫁候補の見せ方や「見定め役」の女性との接触の仕方は一律ではなかった。晴れ着を着て顔をヴェールで覆った娘が部屋の中に立って見定め役を迎える場合もあれば、カーテンの陰に座っていて見定め役が近づくとカーテンを開くという演出もあったらしい。コトシーヒンは娘と見定め役が一緒に食事をとるという場合を書いているが、コストマロフは、部屋にきた見定め役は部屋の中で娘と一緒に歩き回ったり、話を交わしたりしながら容貌、身体、知能の程度、口のききかたなどをチェックしたとしている。

17) 結婚契約の条件で非常に重要な要素の一つが花嫁のもたらす嫁資の大きさと種類で、貴族の場合は一般に衣服、寝具、金銭、装飾品、家財道具、召

使いの数それに相続領地などの不動産から成っていた。ロシアでも古くは花婿側から花嫁側に支払う結納（ヴェノ）が存在したが16－17世紀の結婚では消滅しており、花婿側が要求されるものは何もない。結婚契約の中には夫が妻を打擲しないことという条件が付され、もし約束が破られた場合には妻の両親が娘婿を訴えることが出来るという条項が加えられることもあった。このような結婚契約状はその日にわざわざ書記官補を招いて記録させたりしており、法的にも効力をもっていた。

18) ここでは総主教の名で教会裁判権への提訴が問題になっている。一般に正教会は俗人の生活に関してもその宗教問題、道徳問題、家族問題に関する裁判権をもっていたが、ここでの提訴は結婚をめぐって家族、道徳、宗教のすべてに関連する問題だった。モスクワ総主教はボリス・ゴドゥノフ時代の1589年に東方5総主教座のうち最低位ランクである5番目の総主教座として認められ、以来17世紀全体を通じて存続し、1718年にピョートル改革で宗務院にとって代わられた。

19) 原註：第1章第7、8項参照。

20) 原註：第1章第11項参照。

21) ここで花婿一行の行列参加者として列挙されている者のうち、十字架を持った司祭に続く「千人隊長」（トゥイシャツキー）や「貴族」（ボヤール）などは、結婚儀式に参加する者が婚礼儀式上でつとめる役の名称であって実際の社会での地位や名称とは関係がない。第1章のツァーリの結婚に関する部分でも述べたが（「試訳と註（1)」『人文論集』45－1 註43)、「千人隊長」や「ボヤール」や後で出てくる「花婿付き添い人」（文字どおりには公の「友人」の意味）などは、13－14世紀分領制時代におけるモスクワ公国の宮廷で重きをなした役職名が伝統的に婚礼儀式に転用されたものと考えられている。事実、結婚する者たちの社会的地位に関係なく（農民や都市民の場合も含め）婚礼参加者の役割としてこうした官位名称が使われたのであり、花婿と花嫁もそれぞれ儀礼上では公（クニャージ）と公妃（クニャージニャ）と呼ばれてその役割を果たすのである。要するに、結婚儀礼は分領時代の年長公が公位を得て権力の座につくことになぞらえられ、二人が新たな生活と祝賀すべき高い地位に就くことを象徴的に示す儀式の形をとっているのである。教会での「戴冠」儀礼はむろん教会法上の伝統ではあるが、それは二人が新しい地位と高みに立つことをも象徴している。婚礼の日が決まったあと、花婿側と花嫁側はそれぞれ儀礼のなかでシンボリック

な役を果たす参加者たちを決め準備を整える。両方がそれぞれ準備する参加者としては「宴席参加の貴族と貴族夫人」「花嫁と花婿の付き添い人（友人）」「結婚行列の参加者」などがあり、他方「千人隊長」は花婿側から出るもっとも中心的な役で、絶えず花婿に付き添い花婿の一挙手一投足を指示する。ほかにも燭持ち、婚礼パン持ち、主馬頭、家令等々の役がある。

22) 原註：第1章第11項参照。

23) 原註：第1章第13項参照。

24) この時代の結婚儀式についてもっとも詳しく細部まで記しているのは、伝統的なロシアの結婚儀礼の指導書ともいうべき内容をもった『婚姻の儀』（**Чин свадебный**）である。これは『ドモストロイ』の諸写本に付随していてそのイデオロギー的傾向や内容の点でもドモストロイと近い関係にあるとされ、17世紀に書かれた拡大本ドモストロイには最終第67章の中に採り入れられている。

25) 原註：第1章第15項参照。

26) 16世紀のモスクワ国家に関する記録を残したヘルベルシュタインによると、新郎は婚礼のときに贈り物をくれた全ての人々に対し一年以内に同等価値の返礼をする義務があり、もしその期限以内に返礼義務を果たさないときは贈り物の価値の2倍の返礼をしなければならない慣習があったという。

27) 16世紀の『ストグラフ』の第41章にツァーリからストグラフ会議に出した質問の一つと、それに対する会議の回答は以下のようになっている。「俗界の婚礼においては、芸人や楽師、道化師、グースリ弾きの輩が楽器をかき鳴らして忌まわしい唄を歌っている。人々が結婚式のために教会へ向けて馬車を走らせ、司祭が十字架を手にして乗っている前でさえ、ありとあらゆる忌まわしい騒ぎを起こしながら駆けまわる者どもがいる。ところが、司祭はそれを咎めようともしない。司祭はこれを禁止すべきであろう。これについての回答。結婚式のため聖なる教会に向かう婚礼の行列の前で、放浪芸人や楽師どもがうろつくようなことがあってはならない。司祭はかかるふしだらなことが決して口の端にのぼらぬように、厳罰をもってこれを禁ずるべきである」。

28) 結婚を承認する権限は主教職にあり結婚の儀礼を執り行う個々の教会の司祭は主教の決定の執行者にすぎず、司祭は主教から発給される「婚礼指示書」（**венечная память**）に従い、結婚する二人や周辺の証人を調査して結婚が違法でないかどうかを調べ、さらに17世紀半ばからは自分の教区民に

対し3回にわたって当該の結婚を公告しなくてはならなかった。司祭が調べる要点の一つは新郎新婦の結婚が3回目以内のものであるかどうかだった。ストグラフ第23章は4度目の結婚について「神聖なる規則がこれを禁じている」とし、「最初の結婚は法に適い、二度目は許容され、三度目は法にもとり、四度目は神への冒涜であり豚の生活にほかならない」という大グレゴリオスの言葉を引いている。司祭が調査すべきもう一つの重要なポイントは結婚予定者の二人が「近親関係」にあるか否かだったが、正教が結婚を禁じる近親関係とは実際の血縁関係だけでなかった。結婚を通じてすでに姻戚関係（свойство）にある縁者同士の間の結婚も、洗礼母と洗礼父の関係（кумовство）にある者同士の結婚も、同一人を共通の洗礼親としている洗礼兄弟関係（крестное братство）にある者同士の結婚も近親関係として許されなかった。

29) 二度目ないし三度目の結婚では頭に戴冠する本来の戴冠儀礼は行われず、「肩」に冠を載せるというコトシーヒンの記述は教会史家ゴルビンスキーも認めている。しかし再婚問題を論じている『ストグラフ』第19－24章には「肩」云々の記述はない。ストグラフから関連する記述を拾っておこう。「男やもめと娘、寡婦と若者の結婚についての慣習と規則。右の者たちが聖体礼儀のために教会へやって来ると、まず聖門の前の所に立つ。司祭は正装して《我らが神はあがめほめらる》と始め、それからはすべて手順どおりに結婚式が行なわれる。司祭は、男女の別なくまず初婚の者を、次に再婚の者の名を唱える。司祭はすべてが終わったあとで、再婚の者のための祈祷を唱える。もしも二人のうち一方が三度目の結婚である場合には、その祈祷の中で《結婚のために》と言わずに《三度の結びつきのために》と言う」（第19章）。「再婚者および三度目の妻をめとる者について。二度目の結婚では戴冠儀礼は行なわれず、規則によって祈祷だけがなされ、三度目の結婚では聖なる規則により禁止事項をともなって祈祷だけが行なわれる。二度目の結婚をした者には、二年間の聖体拝領停止の懲罰を加える。だが若い者の場合には一年間でよい。三度目の結婚の場合には五年間聖体拝領を許さず、またすべての聖物に触れることを禁止する。四度目の結婚について言及されたことはないが、規則がこれを禁じている。不品行を行なう者が、このような不法をなしているのである。四度目の結婚すなわち野合をなしたる者は卑しめられる」（第23章）。「禁止された四度目の結婚および三度目の結婚について。大バシリオスの言葉によれば、四人目の妻と暮らす夫、

ないしは四人目の夫に嫁いだ妻に対して、神聖なる規則は四年間教会への出入りを禁じている。四年後には教会にはいることはできるが、聖体に与かり聖餅や聖母のパンを受けることは十年の間できない。三人目の妻をめとった者もまた教会の汚点として卑しめられ、五年の間、聖体拝領を禁止される。この期間が過ぎたのちは、再び一年に一度、救いをもたらす尊き復活大祭の当日に聖体を拝領することが許される。その大いなる日に先立つ大斎期を通じては、力の限りにあらかじめその身を清く保たねばならない。もしもこの種の処分を受けた当人が自らの罪を心から悔い、涙を流して号泣し、心底から打ちしおれていると聴罪司祭が認めた場合には、三度目の結婚をした者でも、三年後には再び聖体に与からせてもよい。しかし聴罪司祭がこの者たちの聖体拝領禁止期間を不当に短くするようなことがあれば、その司祭の位階は剥奪されるであろう」(第24章)。

30) 次の第11項で見るように、新郎は婚礼後に騙されたことを知ったあとで総主教に訴えを起こすことが出来た。訴えが起こされると新婦の近隣者や知人や召使いなどの証言を求めて審査が行われ、欺瞞の事実が明るみに出れば、騙した親は罰金と鞭打ち刑によって罰せられ、結婚は無効となって二人は離婚する。しかし多くの夫はいやいやながら自分の意にそわない妻と一緒に暮らしていくことになり、そのような結果として「真相をよくよく調べずに妻を迎えるなかれ」という格言が生まれたとコストマロフは書いている。

31) 花婿候補は一般に婚礼の日以前に自分の目で花嫁候補を確かめる権利をもっていなかったから、何らかの理由で花嫁候補の娘を事前に見せてもらった場合には、たとえ気に入らなかったとしても結婚を強制される立場にあった。コトシーヒンは娘を見たあとで娘の悪口を言って結婚を避けようとした男が娘の両親に告訴され無理にも結婚させられるとしているが、娘の誹謗などしなくても娘を見たあとで結婚を拒否すれば訴えられて強制的に結婚させられるか、あるいは告訴される以前に別の女性との結婚に成功している場合には、娘の両親に対する名誉毀損金の支払いが強制された。花嫁を事前に見た場合には、たとえ娘に欠陥があって騙された場合でも結婚を解消することは出来なかった。貴族の結婚についてではないが、コストマロフは次のような例を紹介している。両親のないある若者が結婚しようと友人に仲介を依頼した。その友人は片目が潰れた娘をもったあるポサード民と共謀してその若者を騙した。ポサード民は適当な相手に娘を片付けて

くれればお礼をするとその友人に約束していた。友人は若者のところに来て、娘が通りを歩いてくるときに窓から彼女を見ることが出来るようにしてやるともちかけた。綺麗に着飾った娘が通るのを若者は窓から見て気に入り結婚に同意した。しかし着飾って通りを歩いて見せたとき、若者からは決して潰れた目の側は見えないよう顔を真っ直ぐにし、美人の横顔だけを見せた。騙された若者は結婚せざるを得なかったが、夫婦の関係はひどいものになったというのである。

32) モスクワ時代のロシアでは夫の財産に対する妻の権利は著しく制限されていたものの、嫁入りの時に両親から嫁資として与えられた財産や夫が生存中に妻に与えた財産に対しては充分な権利が保証された。妻が自分の金銭で入手した財産とか夫が妻に与えた財産は「ソビナ」とか「オプリチニナ」と呼ばれ、この財産に対する妻の権利は完全に自由で、売却することも、子供に贈与することも、修道院に「魂のための」寄進を行うことも出来た。嫁資や夫の贈与からなる「ソビナ」は金銭、衣服、家財道具、下僕、不動産などさまざまなものがあり得たが、法的には常に夫の財産とは区別されていた。妻は自分の死に際して、自分の財産を夫に贈与することも、子供たちに分与することも、修道院に遺贈することもあった。妻の財産のこうした独立性は、夫婦が離婚したときとか、コトシーヒンがここで例示している妻が子供を残さずに死亡した場合などには大きな意味をもった。このような場合、妻の両親とか妻の親族には結婚の際に彼女に与えた嫁資の完全返却を夫に対して要求する権利があったからである。本章の第3項に出てきた「結婚契約書」の中の一番重要な内容は金銭、相続領地、衣服、召使い、金銀、イコン、家財道具など嫁資の内容を詳細かつ正確な記録であったが、夫はこの文書によって嫁資を受け取り、かつその保全の責任を負ったのである。事実、子供のいない夫の遺言状には結婚契約に示されている嫁資を妻に返却するようにとの指示が書かれるのが一般的である。

33) ここで論じられているのは貴族領主の屋敷で使われ家内労働に従事する奉公人ないし下僕たち（18－19世紀には一般化する **дворовые люди**）で、その数は主人のステイタス・シンボルの一つになった。有力貴族が抱える男女の下僕はコトシーヒンがここで述べているようにしばしば500人を超え、最有力貴族の屋敷では1000人の単位になったとされている。こうした家内の下僕を構成した者の身分は完全ホローブ、捕虜、逃亡農民、逃亡ホローブなどさまざまであったが、多かったのは奉公契約証文、いわゆるカ

バラ文書に基づき債務者が債務返済の代りに債権者に「永久に」奉公することを契約した一種の債務奴隷である（第7章第31項の「ホローブ官署」参照)。1654年に流行してモスクワの人口に大打撃を与えたペストのあと、当時の大貴族の屋敷に生き残っていた下僕の数が数えられた記録が残っている。**Я. К.** チェルカッスキー公の屋敷に533人、**Н. И.** ロマノフの屋敷に486人、**Б. И.** モロゾフの屋敷に362人である。先の記録によると1654年のペストでモスクワの3修道院の修道士466名のうち372名約80%が死亡し、5貴族の屋敷の下僕は約85%が死亡しているから、上記の3大貴族の屋敷地に生き残っていた下僕数はペスト以前の15－20%を占めるにすぎない。この3貴族のモスクワにおける屋敷に関する限り、1654年のペスト以前には1000人を遥かに超える人数を抱えていたことになる。

34) 抱えられていた下僕が屋敷内で行った仕事の種類は料理人、パン焼き人、クワス作り、大工、指物師、靴職人、鍛冶、馬医者、仕立て人、番人など家内労働のあらゆる種類におよび、主人は個々の職種で腕のたつものをすべて揃えることにつとめた。主人が権力者である場合には、弓矢や火縄銃で武装し白いゆったりした外套を着てタタール風の帽子を被った主人のボディガードもいたし、何の仕事も割り当てられていない者も多数いたとされる。コトシーヒンも述べているように、結婚している下僕たちは数家族ごとに屋敷内に建てられたイズバを一軒与えられて住み、月単位で食糧や衣類の現物支給を受けて生活した一方、男女の独身者の下僕の多くは主人の家のセーニ、厨房、風呂場、厩舎、倉庫などの付属部分や独身者用の大きなイズバに住み、食事は主人の台所で作られたものが与えられていた。

35) これら多数の家人集団のうち最も重要な管理者的な任務を主人から委せれていたのが執事（クリューチニク）と家令（ドヴォレツキー）と呼ばれる二人である。執事は主人の委任を受けて家の家計管理を担当し、ときには屋敷内に住む主人の妻よりも重要な役割を果たす場合もあった。執事は家の出納を管理し、倉庫その他すべての施設の管理者として建物の全ての鍵（クリューチ)を預かっており、ここから本来は鍵管理人を意味するクリューチニクの名称もでている。もう一方の屋敷内管理者である家令（ドヴォレツキー）は一般には全ての屋敷内の召使いや下僕や奉公人の差配を行う役目で、屋敷内で生じる全てのことを主人に伝達し、主人の命令で下僕たちに命令し、奉公人たちの間の争いを審理し、主人の命令によって彼らを処罰したりした。これらの執事や家令やそのほか主人の特別の信頼を得たホ

ロープたちのなかには、主人の相続領地の管理人として地方に派遣されたり、あるいは特別の商取引やある種の企業の経営を任されて大きな利益を主人にもたらす者もあった。

36) 一般的には主人が自分の妻を屋敷内の女性の召使いたち全体の管理者にする場合もあったが、そうでない場合には女中のなかの特定の者、とりわけ執事の妻を女性奉公人たちの管理者にする場合が多かった。女性の召使いのうち最も信頼のおける一人は女主人の近くに仕えて寝所女中(**постельница**)と呼ばれ、主人の子供たちの乳母や子守を託された者も女性の下僕の中では重要視された。女性の召使いのうち、若い娘の召使いたちは女主人と一緒にもっぱら刺繍や裁縫の仕事に従事し、主に結婚している召使いたちの集団は洗濯、パン焼き、炊事、暖房、煮炊きなど下働きを行い、もう一群の女たちは紡糸や機織りの仕事に従事した。

37) コトシーヒン自身の手で書かれた第5項以下の題目は混乱している。第5項と第6項に入るべき「銃兵官署」と「カザン宮廷官署」が欠落し、本来は第7項と第8項にくるべき「シベリア官署」と「知行地官署」がそれぞれ第5項と第6項に記入され、そのあとに来るべき第7項と第8項の数字と題目が欠落し第6項から第9項に飛んでいる。この部分の混乱はコトシーヒンの友人であるスウェーデン人のバルクフーゼンがコトシーヒンの文字のあとにカッコを付して訂正している。ここではバルクフーゼンの手で訂正された本文と一致する数字と題目を採用した。